

第1回きさらづ障がい者プラン策定委員会

日時・場所	令和8年7月21日（火）午後2時00分～午後2時35分 木更津市役所朝日庁舎 会議室2-4
出席者	【委員】 津田望、小野隆司、滝口君江、並木美幸、中村敏久、上月勇人、高橋宏彰、野中道男、星野しず子、寺本謙、阿津直人 【事務局】 福祉部障がい福祉課 萱野課長、都築係長、金子係長、山田主任主事 こども未来部こども発達支援課 木村課長、安田課長補佐
傍聴人	なし
議題	議題（1）委員長、副委員長の互選について 議題（2）「（仮称）第7次きさらづ障がい者プラン」の策定について ①計画の概要について ②今後のスケジュールについて ③その他
議事の内容	事務局（都築係長）： それでは、開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。事前にお送りした資料は、2回に分けて送付しております。 まず、1回目に送付いたしました資料は、 ・第6次障がい者プラン（本編） ・第6次障がい者プラン（概要版） ・木更津市障がい福祉に関するアンケート調査報告書 ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正について（概要） ・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後概要 の5点です。 続いて、2回目に送付いたしました資料は、 会議次第、 資料1 『（仮称）第7次きさらづ障がい者プラン』〈骨子案〉 資料2 『（仮称）第7次きさらづ障がい者プラン』〈施策体系案〉 資料3 『（仮称）第7次きさらづ障がい者プラン』障害福祉計画策定委員会スケジュール（案） の4点です。 また、本日配布しております資料は、 委員名簿、席次表、資料4「現行プラン及び新プランに対するご意見まとめ」の3点です。 不足している資料がございましたら、事務局までお申し出ください。 それでは、これより「第1回きさらづ障がい者プラン策定委員会」を開会いたします。この会議につきましては、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」第3条の規定により、公開することが原則となります。本日の議題につきましては、同条例の非公開事由に該当しないため、公開となります。 なお、会議録作成のため、録音をさせていただきますので、ご了承ください。

本日は、マイクシステムをご用意しております。ご発言の際は、お手元のマイク中央のスイッチを押してからお話しください。
また、本日は手話通訳者が同席しております。恐れ入りますが、ご発言の際は、最初に「お名前」をお知らせいただき、ゆっくりとご発言くださいますようお願いいたします。

本日の会議は、委員 12 名のうち、11 名の出席をいただいておりますので、附属機関設置条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

附属機関設置条例第 6 条第 1 項の規定により「委員長が会議の議長となる」とされておりますが、委員長が選出されておられませんので、福祉部長の阿津委員を仮議長として、議事を進行させていただきます。
それでは、阿津委員、お願いいたします。

阿津議長：

委員長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます。
皆様、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより、議事に入ります。

議題 1、「委員長、副委員長の互選について」でございますが、附属機関設置条例第 4 条第 1 項の規定に基づきまして、委員長、副委員長は、互選となっておりますが、いかがでしょうか。

(事務局に一任の声あり)

ただ今、「事務局に一任」という声がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

ご異議はないようでございますので、事務局から提案がございましたら、お願いいたします。

事務局（金子係長）：

事務局から提案を申し上げます。委員長に、中核地域生活支援センター 君津ふくしネットセンター長の並木委員、副委員長に、社会福祉法人佑啓会 ふる里学舎木更津管理者の上月委員に、それぞれお願いしたいと考えております。

阿津議長：

ただ今の事務局案のとおり、委員長に並木委員、副委員長に上月委員で、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手でございます。委員長に並木委員、副委員長に上月委員が選出されました。それでは、正副委員長が選出されましたので、議長の職を交代させていただきます。

事務局（都築係長）：

阿津委員ありがとうございます。席にお戻りください。
並木委員長、議長席へ、上月副委員長、副議長席へご移動をお願いいたします。

ここで、正副委員長の就任にあたり、それぞれ、ご挨拶を賜りたいと存じます。
先ずは、並木委員長、お願いいたします。

並木委員長：

委員長を拝命いたしました君津ふくしネットの並木と申します。皆様のご協力をいただきながら委員長を務めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（都築係長）：

ありがとうございました。

次に、上月副委員長、お願いいたします。

上月副委員長：

ふる里学舎の上月と申します。委員も初めてですので、ご迷惑をかけることもたくさんあると思いますが、並木委員長を支えられるように頑張っていきますので、よろしくをお願いします。

事務局（都築係長）：

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたく存じます。並木委員長、議事の進行をお願いいたします。

並木委員長：

それでは、これより議長を務めさせていただきます並木でございます。よろしくお願いいたします。

障がいのある方が、地域において、安全に、安心して、自立した生活を営めるように、令和6年3月に「第6次きさらづ障がい者プラン」を策定しておりますが、本年度末をもって、この現行プランが満了となります。

委員の皆様におかれましては、障害福祉行政の課題や問題、及び障害福祉サービス事業に対し客観的なお立場から、ご検討、ご検証をいただきながら、次期計画策定にあたり、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、次第に沿って、順次、進行させていただきます。

議題2「（仮称）第7次きさらづ障がい者プランの策定について」、1つ目の「計画の概要について」事務局からの説明を求めます。

事務局（金子係長）：

それでは、事務局からご説明を申し上げます。

現行の「第6次きさらづ障がい者プラン」は、本年度末をもって3年間の計画期間が満了となります。

以降、本会議におきましては「現行プラン」と称してご説明をさせていただきたいと思います。

これを受けまして、「（仮称）第7次きさらづ障がい者プラン」の策定を進めるにあたり、委員の皆様のご意見やご協力を賜りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以降は「新プラン」と称してご説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元の資料1、骨子案の5ページをご覧くださいと思います。

上段に「計画の位置付け図」がございます。障がい者プランにつきましては、「木更津市障害者計画」「木更津市障害福祉計画」「木更津市障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定しているものです。

	新プランにおいては、現行プランで3か年としている「木更津市障害者計画」の計画期間を6か年に変更したいと考えております。 障害者計画につきましては、近隣市においても6か年計画としている例が多く、国の障害者基本計画も5か年を計画期間としていることから、本市においても、障害福祉施策の基本的な方向性を示す計画としまして6か年で策定をしたいと考えております。 一方で、その下位にあたる障害福祉計画及び障害児福祉計画につきましては、3年ごとの報酬改定や社会情勢の変化などを適切に反映できるよう、現行と同様に3年間の計画期間として策定をしたいと考えております。 また、計画の内容につきましては、国から示された基本指針に基づきまして、必要な追加及び見直しを図っております。 お手元に配付しております「基本指針改正概要」をご覧くださいと思います。 国の基本指針の改正としまして、主な改正として16の取り組みが示されております。 新プランの施策体系につきましては、これらの取組を踏まえながら検討を行っており、特に本市において重点的に取り組む事項について反映を図っております。 それでは、主な改正内容と施策体系への反映についてご説明いたします。 資料2、第7次差障がい者プラン施策体系案をご覧ください。資料2の左側が現行プラン、右側が新プランでございます。 現行プランでは基本施策が6つでございましたが、新プランでは新たに基本施策を1つ追加して、計7つの基本施策としております。 この見直しにつきましては、国の基本指針の背景におきまして、様々な障がい特性に応じた専門的な支援体制の強化が求められていることを踏まえたものでございます。 新たに追加する基本施策2では、主に3つの関連施策を位置づけております。 まず、①の「一人ひとりの状況や障がい特性に応じた支援の充実」につきましては、高次脳機能障がいのある方、強度行動障がいのある方、難病の方などに対する専門的な支援の充実を想定しております。 続いて、②の「医療的ケア児・者、重症心身障害児・者への支援の充実」では、医療的ケア児や重症心身障害者への支援体制の充実を位置づけております。現在、国において関連法の改正も進められているところですので、今後重要性が高まる分野であると考えております。 また、③の「専門的人材の育成と支援力の向上」では、先ほどの①及び②に掲げました専門的な支援を充実させるために不可欠な人材の育成や、支援者の専門性・支援力の向上を位置づけております。 このように、新プランでは、障がい特性に応じた専門的な支援の充実を図るため、新たな基本施策として体系に位置付けをしたところでございます。 計画の概要につきましては以上でございます。 並木委員長： ただ今、事務局から説明がございました。委員の皆様、ご質疑はございますか。 ないようでございますので、次に移ります。 2つ目の「今後のスケジュールについて」、事務局より説明を求めます。 事務局（都築係長）： 続いて、資料3「第7次きさらづ障がい者プラン 障害福祉計画策定委員会スケジュール(案)」についてご説明いたします。 まず、委員の皆様には、今回を含めまして今年度末まで全4回の策定委員会にご出席
--	---

いただく予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
今後の開催予定につきましては、第2回の策定委員会を9月18日の金曜日午後2時から、第3回を11月10日火曜日の午後2時から、第4回を令和9年2月下旬から3月上旬で開催する予定としておりますので、ご予定をいただくようどうぞよろしくお願いいたします。

次に、市議会の関係でございますが、12月市議会定例会において新プラン(案)について報告を行う予定でございます。具体的には、12月上旬に開催される教育民生常任委員会への報告と、12月中旬の市議会定例会最終日に開催される議員全員協議会への報告を予定しております。

これらの手続きを経た後、12月下旬から翌年1月下旬までにかけての約1か月間、パブリックコメントを実施する予定でございます。パブリックコメントの実施結果につきましては、委員の皆様へご報告をさせていただくとともに、市ホームページ等を通じて公表する予定でございます。

以上がこのプラン確定スケジュールとなります。

並木委員長：

ただ今、事務局から説明がございました。委員の皆様、ご質疑はございますか。ないようでございますので、次に移ります。

3つ目の「その他について」でございますが、各委員の皆様からは、何かございますか。

ないようでございます。

それでは、議題2「(仮称)第7次きさらづ障がい者プランの策定」について、ご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手でございます。議題2は、承認されました。

それでは、事務局において、本日の会議内容を踏まえ、「(仮称)第7次きさらづ障がい者プラン」の策定方針案をブラッシュアップしていただき、次回会議の前までに、各委員に対し、新たなプランの概要版、及び本編の素案を、お示ししてください。

以上をもちまして、本日の議題は、全て終了いたします。委員の皆様、円滑な進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、議長の任を終えさせていただきます。

事務局(萱野課長)：

一点補足をさせていただきます。

本編・概要版ともに、視覚障がいのある方や文字の読み取りに支障のある高齢者等に配慮し、必要な情報を音声で取得できる「音声コード」の掲載及び、刊行物の判別を容易にするための「切り欠き加工」を施す予定としております。

並木委員長：

ありがとうございます。それでは進行を事務局にお返しいたします。

事務局(都築係長)：

並木委員長をはじめ、委員の皆様、ありがとうございました。

最後に、「その他」ということで、事務局からご連絡させていただきます。

本日お渡しいたしました、資料4「現行プラン及び新プランに対するご意見まとめ」につきましては、第2回以降の策定委員会にて、回答をお示しする予定でございます。

	次回の「第２回きさらづ障がい者プラン策定委員会」は、９月１８日金曜日、午後２時から、今回と同様、会議室２－４で開催する予定でございます。 改めまして、書面により開催のご案内はいたしますが、ご予約いただきますようお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、「第１回きさらづ障がい者プラン策定委員会」を閉会させていただきます。 委員の皆様、お忙しい中、長時間にわたる慎重な審議、ありがとうございました。 (閉会)
審議の結果	議題（１）承認 議題（２）承認